

第19回定期代議員総会

4月16日(日)

代議員・役員に出て下さい

〈詳しくはポスターをご覧ください〉

王子五丁目団地

自治会会報

第139号・1995年3月21日

公団王子五丁目団地自治会

東京都北区王子5丁目2番

編集責任者・宮野 忠晴

発行責任者・滝沢 勝

自治会連絡所(集会所No.1)

(電話) 3913-6723

〔開設時間〕月～金 10時～16時

お宅も 防災こんだん会 にご参加ください

大地震から家族の生命を守る——日頃からの心構えと家庭の備え

3月26日(日) 午後1時～3時30分 集会所(6号棟1階)

防災こんだん会の内容

現地報告と説明

- ①被災地の公団団地はどんな状況だったか
公団住宅自治会関西協議会・事務局長 佐長 勉さん
- ②お互い助け合って被害を少なくした団地自治会
王子五丁目団地自治会副会長 井上 紘一さん
- ③地震・防災に対してどのような備えが必要か
王子消防署・防災担当係長 荒井さん
- ④王子五丁目団地は地域の避難場所——その時は?
北区・区民防災課長 古瀬さん

質疑応答と話しあい

- * 東京は直下型など3つのタイプの地震におそわれるといわれます。各家庭で「もし…」に備えましょう。
- * 阪神大震災では、被災地の公団団地1344棟のなかで

倒れた住棟はなく、死者も数人でした。しかし、多くの団地の各住宅では家具が倒れ、部屋の中がメチャメチャになりました。タンスの下敷きになり、団地自治会役員に助け出されたお年寄りなどが多数いました。

水道、ガスが長い間ストップしたため、団地居住者はたいへんな苦勞をしました。高層団地ではエレベーターが止まりました。自治会ががんばり、みんなで助け合って困難を乗り越えました。

* 大地震のとき、各家庭ではどうすればよいか。王五団地では外に逃げ出すべきか、家の中にいるほうがよいか。王五団地は、北区の「指定避難場所」になっており、東十条地区の住民が避難してきます。そのとき私たち団地居住者は、どうすればよいのでしょうか。

* みんなで情報をつかみ、話し合ってみましょう。関西公団自治協の佐長事務局長に阪神大地震の現地報告をしてもらいます。王子消防署と北区防災課の説明もお願いしています。みなさん、どうぞご参加ください。

4月から家賃値上げ 「特別措置」の資格世帯は4月14日までに申請を

値上げ反対運動の成果——高齢者世帯の年齢を「65歳以上」にさせる

公団家賃の値上げ(第5次)は全国の団地自治会の運動で半年間延期され、4月から実施されます。

私たちの運動で数多くの成果をあげましたが、その一つに「減額特別措置」内容の一定の拡充があります。

値上げた後の家賃額が東京都の定める平成7年度の「生活保護の住宅扶助限度額」6万4900円を超える世帯で、資格のある世帯が対象。王子五丁目団地では2、3、4、5、6号棟で適用されます。

特別措置の内容

王子五丁目団地の場合、値上げ額分が減額され、いままで通りの家賃額です。

特別措置を受けることができる世帯

- (1)生活保護世帯
- (2)高齢者世帯……①主な生計維持者が65歳以上の世帯②契約名義人または同

居する親族のうちの1人が65歳以上で、病気などで常時介護を必要とする人がいる世帯。

- (3)母子世帯……主な生計維持者が配偶者の無い女子で、18歳未満の同居の子どもを扶養している世帯。
- (4)父子世帯……主な生計維持者が配偶者の無い男子で、18歳未満の同居の子どもを扶養している世帯。
- (5)心身障害者世帯……契約名義人または同居の親族の1人が3級以上の身障である人のいる世帯など。

収入基準

上記世帯で、平均月収(平成6年1月～12月の総収入の12分の1)が、住都公団の定める収入基準額と住宅扶助限度額(6万4900円)との合計額以下の世帯。

- <例>
◇高齢者世帯(世帯人員1人)

- 159,000+64,900=223,900円未満
◇高齢者世帯(世帯人員2人)
219,000+64,900=283,900円未満
——くわしくは公団のビラまたは団地管理センターで——

申請受付

- ①今年4月から適用を受けたい場合
3月22日(水)から4月14日(金)
- ②4月以降になって受ける場合
平成8年3月29日まで受け付けます
- ③受付場所は団地管理サービスセンター(6号棟)か公団東京北営業所

共益費も4月から値上げに

王子五丁目団地では家賃のほかに共益費も今年4月から改定され、次のように値上げになります。

3,570円→3,910円(340円アップ)